参考

大 市 民 第 ９９ 号
平成 29 年４月 28 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会長　坂　元　茂　樹　様

大阪市長　吉　村　洋　文　公印

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の施行に関する事項について(諮問)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成 28 年大阪市条例第１号）の施行に関する次の事項についてご意見をいただきたく、同条例第７条第２項の規定に基づき諮問します。

記

１　諮問事項

本市が大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「本件条例」という。）に基づきヘイトスピーチに該当すると認めたインターネット上の投稿サイトを利用して行われる表現活動について、本件条例第５条第１項の規定により公表する当該表現活動を行ったものの氏名又は名称に関する情報を当該投稿サイトの運営者から取得するために本市としてとりうる方策

２　諮問趣旨

⑴　氏名又は名称に関する情報の提供を求める必要性について

本件条例第５条第１項では、ヘイトスピーチを抑止する観点から、ヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称を公表することができるとされている。

一方、インターネットの普及により表現活動も多様化し、インターネット上の投稿サイト（以下「投稿サイト」という。）に投稿するという表現活動が行われるようになっているが、投稿サイトへの投稿はアカウント名で行われるので、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称は一般には明らかにされない。

このため、こうした表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、本件条例第５条第１項の規定により投稿者の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）を公表するためには、氏名等に関する情報を保有している当該投稿サイト運営者（以下「サイト運営者」という。）に対し、当該情報の提供を求める必要がある。

参考

⑵　大阪市個人情報保護条例との関係について

大阪市個人情報保護条例第６条第３項では、法令や条例に定めがある場合等を除き、個人情報は本人から収集することが原則とされており、公益上必要な場合等には例外が認められているが、その場合には同条第４項において大阪市個人情報保護審議会の意見を聴くことが必要とされている。

一方、投稿サイトへの投稿による表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めた場合には、今後のヘイトスピーチを抑止する観点から、速やかに貴審査会の意見を聴いた上で投稿者の氏名等を公表することが本件条例上求められている。

こうしたことから、投稿サイトへの投稿による表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めた場合に、本件条例第５条第１項の規定による投稿者の氏名等の公表を迅速かつ円滑に行うための方策として、大阪市個人情報保護条例第６条第４項の規定により大阪市個人情報保護審議会の意見を聴くことなく、サイト運営者から投稿者の氏名等を取得できる条例の規定を設けることが考えられるが、こうした規定を本件条例に設けることについて貴審査会の意見を求めるものである。

⑶　電気通信事業法との関係について

インターネットは情報通信の一形態であり、電気通信事業法第４条では第１項で何人も電気通信事業者の取扱中の通信を侵してはならない旨規定するとともに、第２項で電気通信事業に従事する者は電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない旨規定している。

このため、本市がヘイトスピーチに該当すると認めた投稿サイトへの投稿による表現活動について、投稿者の氏名等を公表することは形式上は通信の秘密の侵害になる可能性があり、また、電気通信事業者であるサイト運営者が本市からの求めに応じて投稿者の氏名等に関する情報を本市に提供することは形式上電気通信事業法第４条第２項の守秘義務違反になる可能性がある。

こうしたことから、投稿サイトへの投稿による表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めた場合に、本件条例第５条第１項の規定による公表を適正に行うためには、本市による投稿者の氏名等の公表やサイト運営者による投稿者の氏名等に関する情報の提供が、正当行為として、その違法性が阻却されるようにする必要があると考えられ、このために条例改正も含む本市としてとりうる実効性のある方策について貴審査会の意見を求めるものである。